

次期認定に向けた共同利用・共同研究拠点の申請資格について（素案）

現在、国立大学の共同利用・共同研究拠点の認定対象となるのは、国立大学の単独拠点及び国立大学間のネットワーク型拠点である。

今後の拠点認定に向けては、『共同利用・共同研究体制の強化に向けて（中間まとめ）－共同利用・共同研究拠点の在り方を中心に－（平成26年7月25日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会）』を踏まえつつ、ネットワーク型拠点の形成の促進、さらには単独拠点とネットワーク型拠点の併用などについても指摘されている。

このため、次期認定に向けた拠点の申請資格について、以下の通り現状及び課題等を整理した。

【現状】

現在、単独拠点とネットワーク型拠点の併用は認められていないため、拠点の認定単位は、次のいずれかとなっている。

- ・ 附置研究所・研究センター【単独拠点】
- ・ 附置研究所・研究センターの一部（部分拠点）【単独拠点】
- ・ 複数の附置研究所・研究センターがネットワークを構成【ネットワーク型拠点】

また、次期認定に向けては、本年7月の「中間まとめ」において、ネットワーク型拠点の促進がうたわれ、「拠点認定後に、新たな学問分野の創成に向けて、拠点もしくはその一部がネットワーク形成を推進する場合、単独拠点とネットワーク型拠点の併用を可能とする」とされている。

【課題】

○拠点の対象機関

これまで単独拠点及びネットワーク型拠点（構成機関含む）については、国立大学、私立大学、公立大学を対象としてきたが、分野によっては、大学共同利用機関や独立行政法人との連携が必要になる場合、ネットワーク拠点の構成機関とするか。

また、大学共同利用機関や独立行政法人をネットワーク型拠点の構成機関とする場合、どのような位置付けとするか。

（学校教育法上、大学共同利用機関、独立行政法人は対象とされていない。）

○拠点の認定範囲

次期拠点の認定範囲により拠点を分類すると、以下のような類型が考えられるのではないかと。

（認定の類型）（案）

- ① 附置研究所・研究センター【単独拠点】（現状）
- ② 附置研究所・研究センターの一部【単独拠点】（部分拠点）（現状）
- ③ 複数の附置研究所・研究センターがネットワークを構成【ネットワーク型拠点】（現状）

④ 新たな認定の種類

【拠点認定の併用の可否による類型】

〔併用を不可とする場合〕

(④-1)

一つの附置研究所等の構成組織内にある複数の研究組織（※）が、それぞれ独立して拠点となる。

（（※）それぞれを独立した組織（拠点）として扱うため、併用にはならない）

〔(例)：部分拠点・部分拠点、部分拠点・ネットワーク型拠点、
ネットワーク拠点・ネットワーク拠点〕

(④-2)

併用が認められないため、認定以後の類型の変更を認める

〔(例)：単独拠点からネットワーク拠点〕

〔併用を可とする場合〕

(④-3)

附置研究所等を複数の拠点に認定する。

〔(例)：単独拠点・ネットワーク拠点、ネットワーク拠点・ネットワーク型拠点〕

(その他)

○現在の拠点が平成 28 年度に統合等により新たな組織として設置される場合
新規申請を受け付けることで良いか？

『共同利用・共同研究体制の強化に向けて（中間まとめ）－共同利用・共同研究拠点の在り方を中心に－（平成26年7月25日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会）』（抄）

3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた基本的考え方

(1) 拠点間連携の一層の強化

○今後の共同利用・共同研究拠点の機能強化に向け、人的・物的資源をより効果的に活用する観点、また、分野を超えた新たな学問的融合を促進する観点、さらには、分野における強み・特色がより全国的に生かされる観点からも、拠点間の連携を一層強化することが必要である。具体的には、拠点間の密接な連携により拠点総体としての機能が一層高まることを目指して、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す。ネットワーク型拠点については、複数の拠点が連携し、研究目標と情報を共有し協力して研究を推進する体制を構築することにより、①学術の発展に対してより柔軟な組織編成が可能であること、②当該研究機関の規模を超えた研究に対応することが可能となること、③一分野にとどまらず、異分野融合による新分野創成などが容易となること等、我が国の学術研究の発展に貢献するものであり、今後更に推進する必要がある。ちなみに、ネットワーク型拠点は、拠点として単独で認定を受けて活動することが困難な組織にとっても、ネットワークの構成機関として拠点に加わることが可能となるものであり、その強み・特色が全国的な観点で生かされることになる点からも、我が国の研究力強化にとっては非常に有用であり、強化すべきとの視点もある。また、拠点の認定後、新たな学問分野の創成に向けて、ネットワーク型拠点を含む認定された拠点間での連携やネットワーク形成を推進する取組も必要であり、強化を図る必要性がある。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(1) 一分野多拠点に係る考え方とネットワーク型拠点の形成の促進

○拠点間の連携を促進し、資源を効率的に活用する観点から、ネットワーク型拠点の形成を促進する。具体的には、i) 既に、一分野で複数の拠点が認定されている場合、各拠点が一定の役割分担の下で相互に密接な連携を図ることが求められる（認定更新の際などに、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す）。ii) 既に拠点が認定されている一分野につき、新たな拠点を認定する際は、当該分野の拠点が現在どのように機能しており、新たに多拠点を認定した場合における拠点間の役割分担とともに、拠点間相互で密接な連携がどのように図られ、多拠点が存在する効果を十分に考慮することが求められる。その場合、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す。

(4) 拠点間の連携等による新たな学問領域の創成

○共同利用・共同研究拠点が拠点間の連携を更に進め、新たなネットワークを構築することで、異分野融合・新分野創成による新たな学問領域の創成や国際連携を図る必要がある。その際、同じく異分野融合・新分野創成を重要なミッションに含む大学共同利用機関法人・大学共同利用機関との関係等について、更なる検討が必要である。

○拠点間の連携促進に当たっては、共同利用・共同研究制度発足の趣旨に鑑み、国公私の設置主体を問わず、幅広い横断的な連携となるよう留意すべきである。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(1) 一分野多拠点に係る考え方とネットワーク型拠点の形成の促進

- iii) 拠点認定後に、新たな学問分野の創成に向けて、拠点もしくはその一部がネットワーク形成を推進する場合、単独拠点とネットワーク型拠点の併用を可能とする。

5. 共同利用・共同研究体制の強化に向けた今後の検討課題

(2) 共同利用・共同研究拠点と大学共同利用機関法人・機関相互の位置付け及び関係

- 共同利用・共同研究体制の強化の観点から、共同利用・共同研究拠点と大学共同利用機関の連携はもとより、独立行政法人や各種研究機関との連携を図り、ネットワーク型拠点の形成を促進することはできないか。